

●香川県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和7年11月21日

香川県知事 池 田 豊 人

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和7年10月1日	はないな薬局	ユニスマイル薬局 はないな店	観音寺市大野原町花稲815番地2
令和7年10月1日	ウェル調剤薬局	ユニスマイル薬局 多度津店	仲多度郡多度津町幸町2番24号